○○都道府県におけるDPATの派遣に関する協定

　○○都道府県知事（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、DPAT活動要領及び○○都道府県DPAT運用計画等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等により、精神保健医療への対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DPATの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDPATを派遣させるものとする。

３　乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPATを派遣することができるものとする。

４　乙は、前項の規定によりDPATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDPATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（派遣先）

第３条　乙が派遣するDPATは、甲の都道府県内において精神保健医療活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める精神保健医療活動を行うことができる。

（DPATの活動）

第４条　乙が派遣するDPATが行う業務はDPAT活動要領及び○○都道府県DPAT運用計画等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣したDPATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　DPATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDPAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第６条　乙が派遣するDPATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として精神保健医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、DPAT隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣したDPATが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDPATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条　甲の要請に基づき、乙が派遣したDPATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第２項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第11条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDPATの隊員が、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDPATの精神保健医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第13条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第15条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※　詳細は、「協定の解説」（P５～P６）を参照すること。

　（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第16条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDPATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

　　　令和　年　月　日

　　　　　　甲

　　　　　　乙